

【再質問】特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について

送信日時: 2011年10月7日 15:22
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 231007【警察庁】再質問.jtd (23 KB)

内閣情報調査室
様

お世話になっております。
警察庁の 様です。

先日、第一弾として当庁からの質問を提出させて頂いたところですが、
そちらから頂いたご回答を踏まえて、再び庁内から質問(及び意見)が出ましたので、
添付のとおりお送り致します。

何かご不明な点がございましたら、私までご連絡頂ければと思います。
宜しくお願い致します。

警察庁警備局警備企画課

03-3581-0141(内線)

内閣官房内閣情報調査室担当官 殿

事務連絡
平成23年10月7日
警察庁

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について
標記について、下記のとおり質問及び意見を提出いたしますので、よろしく
お取り計らい願います。

記

1 第1条関係

都道府県警察が独自に取得した情報は本法律の対象外とのことであるが、都道府県警察が独自に取得した情報を、警察庁に報告し、警察庁長官が当該情報を特別秘密と指定した場合、その指定の瞬間から当該指定の効力は自動的に都道府県警察が保有している当該情報にも及ぶのか。及ぶ場合、それは本法律のいかなる規定に基づいたものであるかも含めて、法制上の整理を詳細に説明されたい。

2 第6条、第8条関係

警察法上、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督は、都道府県公安委員会並びに警視總監及び道府県警察本部長のいずれかを名宛て人として行われるものであり、個別具体的な都道府県警察の職員にまで及ぶとは想定されていないものと解される。したがって、警察法の規定を踏まえ、第6条第2項中の「都道府県警察の職員に」を「都道府県警察に」と、第8条第1項中「都道府県警察の職員に」を「都道府県警察に」と修文すべきと考えられるがいかがか（仮に、ここでいう「都道府県警察の職員」が個別具体的な都道府県警察の職員を指していないということであれば、その意味するところを、法制上の整理も含め、詳細に説明されたい。）。

また、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督の範囲は、警察法上、警察庁の所掌事務について行われるものと整理されているが、第6条第2項中「特段の必要がある場合に限り」とは、本法律で警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督の範囲を更に制限する趣旨なのか。そうであれば、特に警察法第16条第2項との関係についての整理を含め、その趣旨を詳細に説明されたい。他方、自衛隊法の書き振りに合わせたものであれば、警察法の規定を踏まえ、「特段の必要がある場合に限り」を削除されたい。

平成23年10月13日

1 参考資料

- 防衛庁防衛局調査課情報保全企画室作成「自衛隊法の一部を改正する法律（平成13年法律第115号）の一部（秘密保全）についての国会議事録」
- 町田充著「防衛秘密保護法解説—日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法—」（近代警察社）
- 内閣情報調査室作成「スパイ防止法案関係資料」
- 内閣情報調査室作成「外国におけるクリアランス調査票等」

2 条文案等

- 条文素案
- 適性評価の調査事項等の条文イメージ
- 適性評価調査票（イメージ）

3 論点ペーパー（※いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

- (1) 人的管理に関するもの
 - 結果の通知について（案）
 - 適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について（案）
- (2) 秘密の指定に関するもの
 - 指定権の所在、指定の効果・調整について（案）
- (3) 罰則に関するもの
 - 取扱業務者以外の業務者による漏えい行為を処罰対象とすることについて（案）

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（目的）

第一条 この法律は、行政機関の保有する特に秘匿を要する情報について、その保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいを防止し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保並びに我が国の行政機関の秘密保護体制に対する信頼の向上による国際的な情報共有の促進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他の政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、検察庁その他の政令で定めるもの

六 会計検査院

（特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を

化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定に際し、十年を超えない範囲内でその有効期間を定めなければならない。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間(この項の規定により延長した有効期間を含む。)が満了する場合において、引き続き当該指定に係る事項が同項に定める要件を満たすときは、政令で定めるところにより、当該有効期間の満了日の翌日から十年を超えない範囲内で有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に定める要件を満たさなくなったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

(指定の調整)

第五条 行政機関の長は、他の行政機関から伝達を受けた情報に係る事項を特別秘密として指定しようとする

るときは、あらかじめ、当該情報を最初に保有するに至った行政機関の長に協議しなければならない。

(他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務)

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。第九条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 行政機関の長は、前三項の規定により他の行政機関、都道府県警察又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

(適性評価)

第七条 行政機関の長は、その職員に特別秘密（前条第一項の規定による取扱いの業務に係るものを含む。

以下この条において同じ。）を取り扱わせるときは、適性評価（次項から第八項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が国務大臣その他政令で定める職を占める者である場合

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが予定されている者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、特別秘密の漏えいの可能性に関し参考となるべき事項として政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。

4 行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求

めることができる。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、前項の質問及び報告について対象職員に説明した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

6 行政機関の長は、適性評価を行ったときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

7 前項の結果を対象職員に対し通知する場合において、適性を有すると認めなかった旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を認めなかった理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

8 前七項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

第八条 警察庁長官は、第六条第二項の規定により、都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に、その職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者に当該特別秘密を取り扱わせるようにするものとする。

2 前項の場合を除き、警察本部長は、特別秘密に係る犯罪の捜査に当たりその職員に特別秘密を取り扱わせるときは、適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、適性評価を実施することにより、当該特別秘密に係る犯罪の迅速な捜査に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、警察本部長が前条第一項第二号の政令で定める措置を講ずるときは、この限りでない。

3 前条第二項から第八項までの規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項まで中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。

第九条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者に当該特別秘密を取り扱わせるようにするものとする。

2 第七条第二項から第八項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが予定されている者」とあるのは「契約業者がその役員及び職員並びにその役員及び職員になることが予定されている者」と、「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第三項から第五項まで中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第六項中「対象職員」とあるのは

「契約業者及び対象役職員」と、同条第七項中「対象職員」とあるのは「対象役職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第十条 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有すると認められなかったことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(その他の保護措置)

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から前条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取

り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。当該業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設への侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関

する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十五条 第十三条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十三条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十六条 第十三条第三項、第十四条第二項又は共謀に係る前条の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

2 第十三条から前条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）
- 二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの
- イ 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外交の構想

- ロ 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容
- ハ 外交に関し収集した我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に関する重要な情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの
 - イ テロリズムその他の公共の安全と秩序に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究
 - ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

○適性評価の調査事項（イメージ）

法律（案）

（適性評価）

第七条

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密の保護を適切かつ確実に行うことを疑わせる言動、状況又は経歴に関する事項であつて政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。

政令（案）

（調査事項）

第 条

- 一 学歴及び職歴に関する事項。
- 二 我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項。
- 三 国外に保有する資産、国外への渡航、外国人との交際その他の国外との関連を有する事情に関する事項（前二号に掲げるものを除く。）。
- 四 信用状態その他の経済的な状況に関する事項。
- 五 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項。
- 六 情報の取扱いに係る非違に関する事項（前号に掲げるものを除く。）。
- 七 薬物の濫用及び影響に関する事項（第五号に掲げるものを除く。）。
- 八 精神作用物質による急性中毒又はその依存症その他の精神疾患に関する事項。
- 九 飲酒についての節度に関する事項。
- 十 インターネットの利用状況に関する事項。

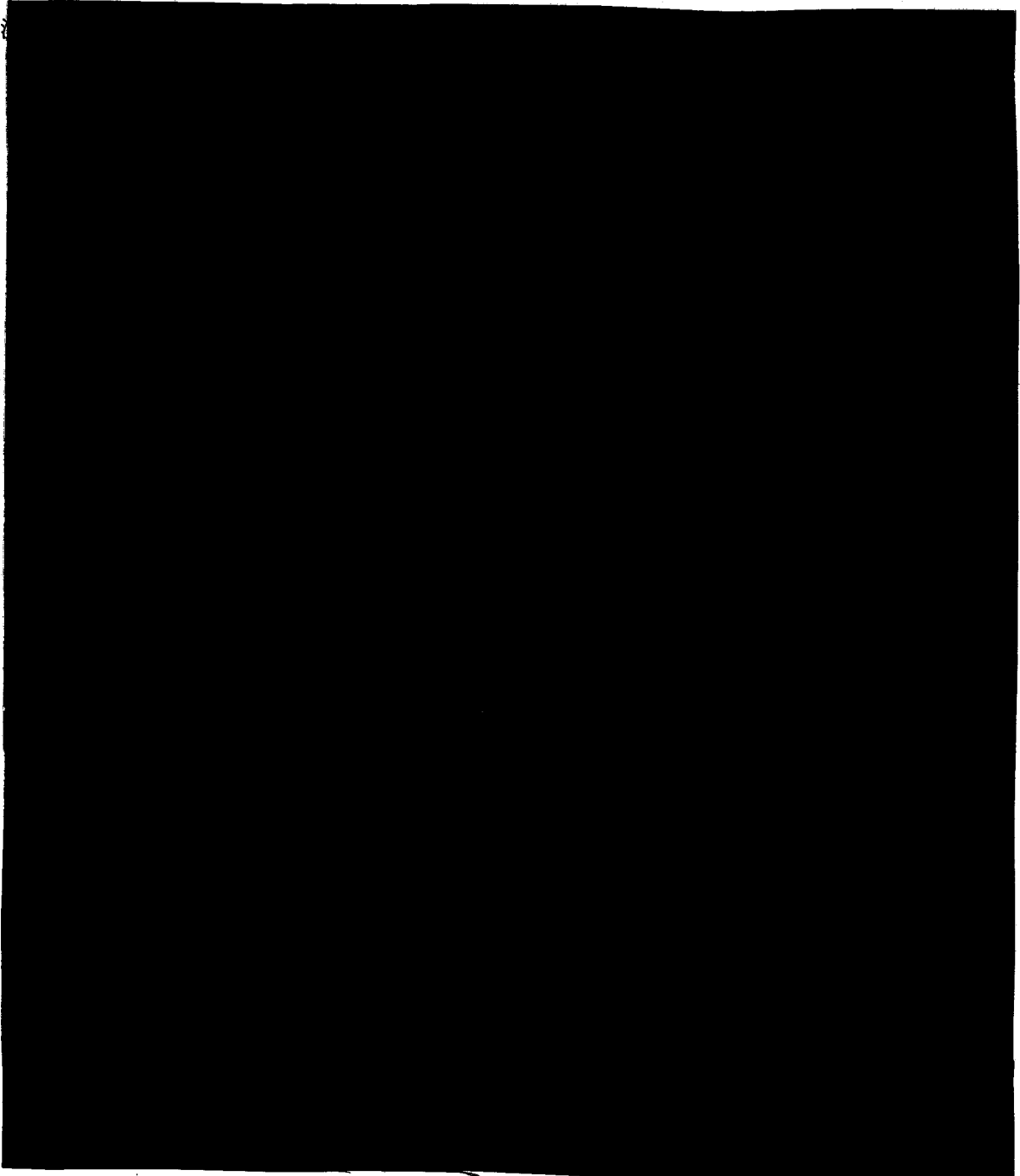
（調査票）

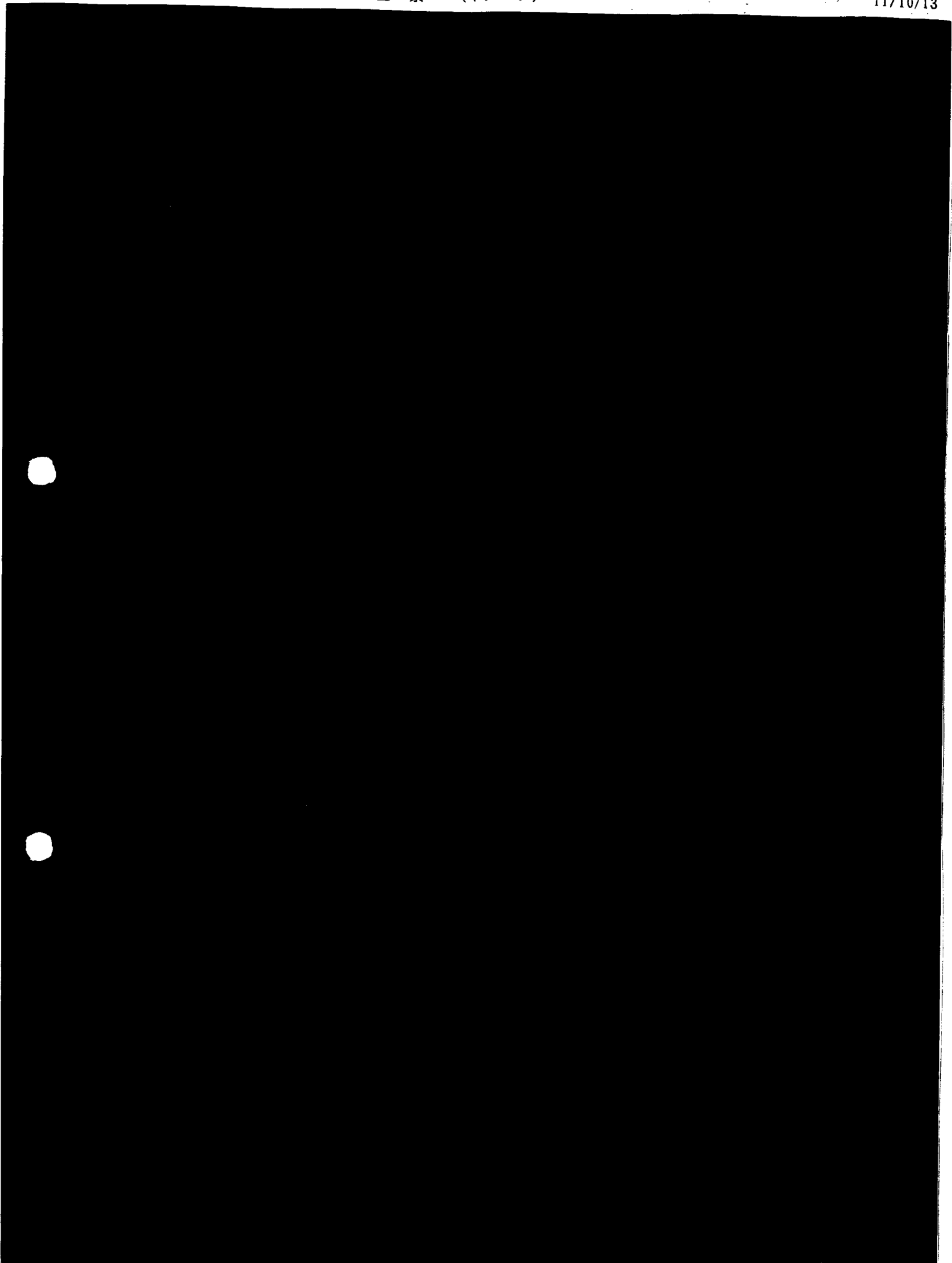
第〇〇〇条 行政機関の長は、法第七条第三項に掲げる事項の調査を行うため、調査票を用いるものとする。

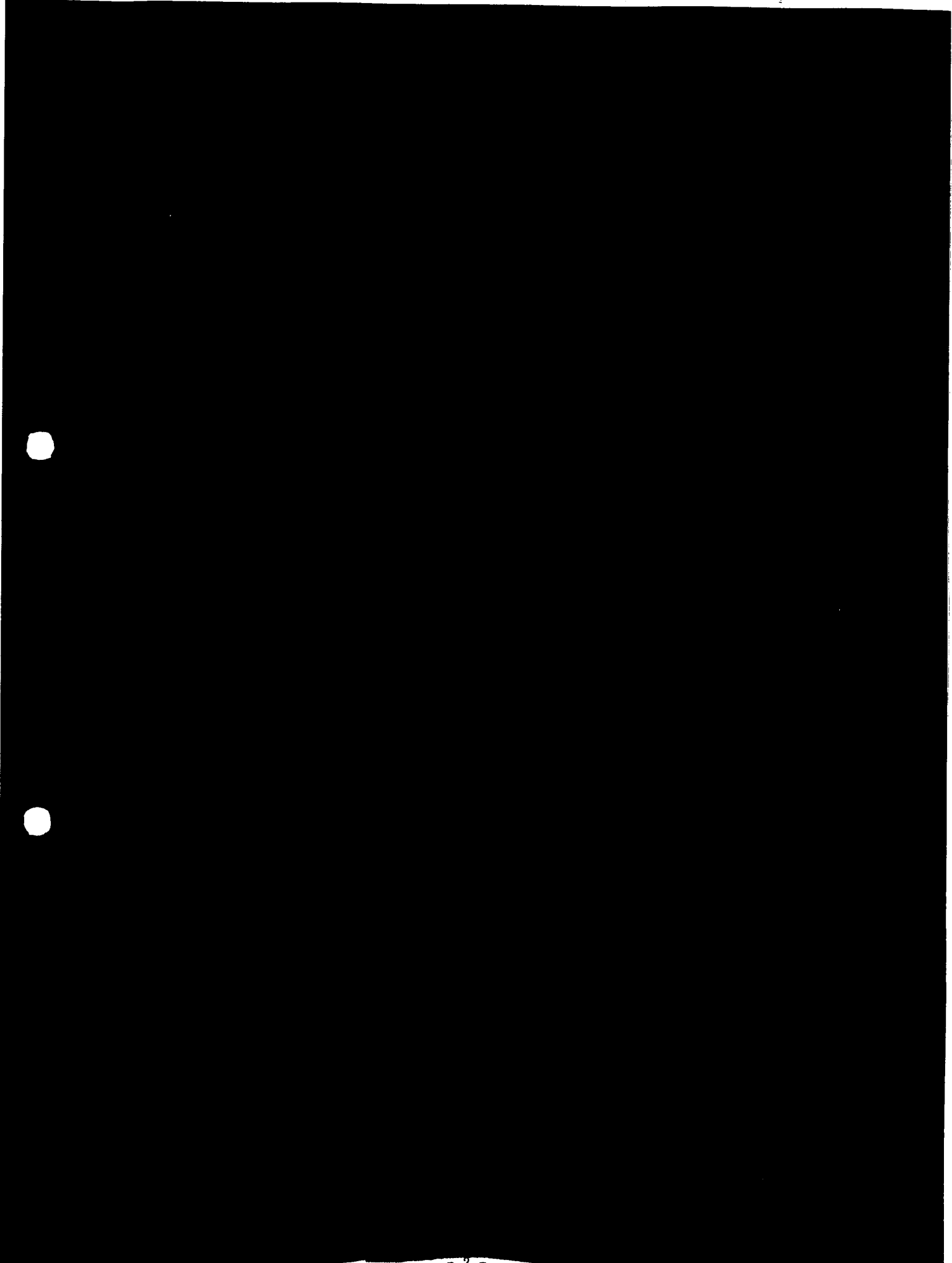
2 行政機関の長は、前条各号に掲げる事項を調査するため、対象職員に関するもののほか、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、家族（対象職員の父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（対象職員の子を除く。）をいう。以下この項において同じ。））、同居人（配偶者及び家族を除く。以下この項において同じ。））、知人その他の関係者（配偶者、家族及び同居人を除く。）の氏名、生年月日、国籍、連絡先その他の関係事項のうち必要な最小限度のものに限り対象職員に記載させるものとする。

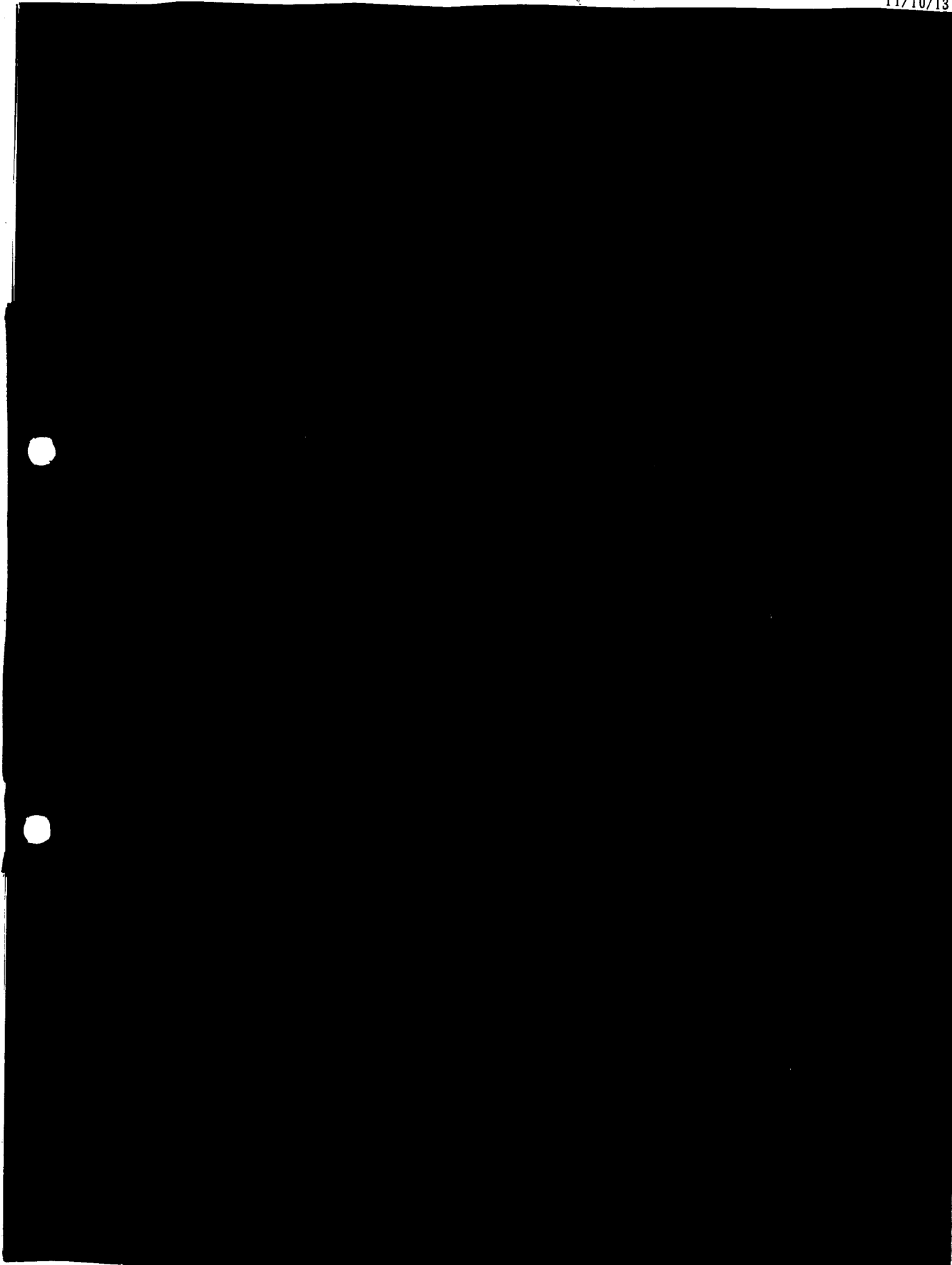
特別秘密の保護に関する法律（仮称）第〇条第〇項に基づく
適性評価調査票（イメージ）

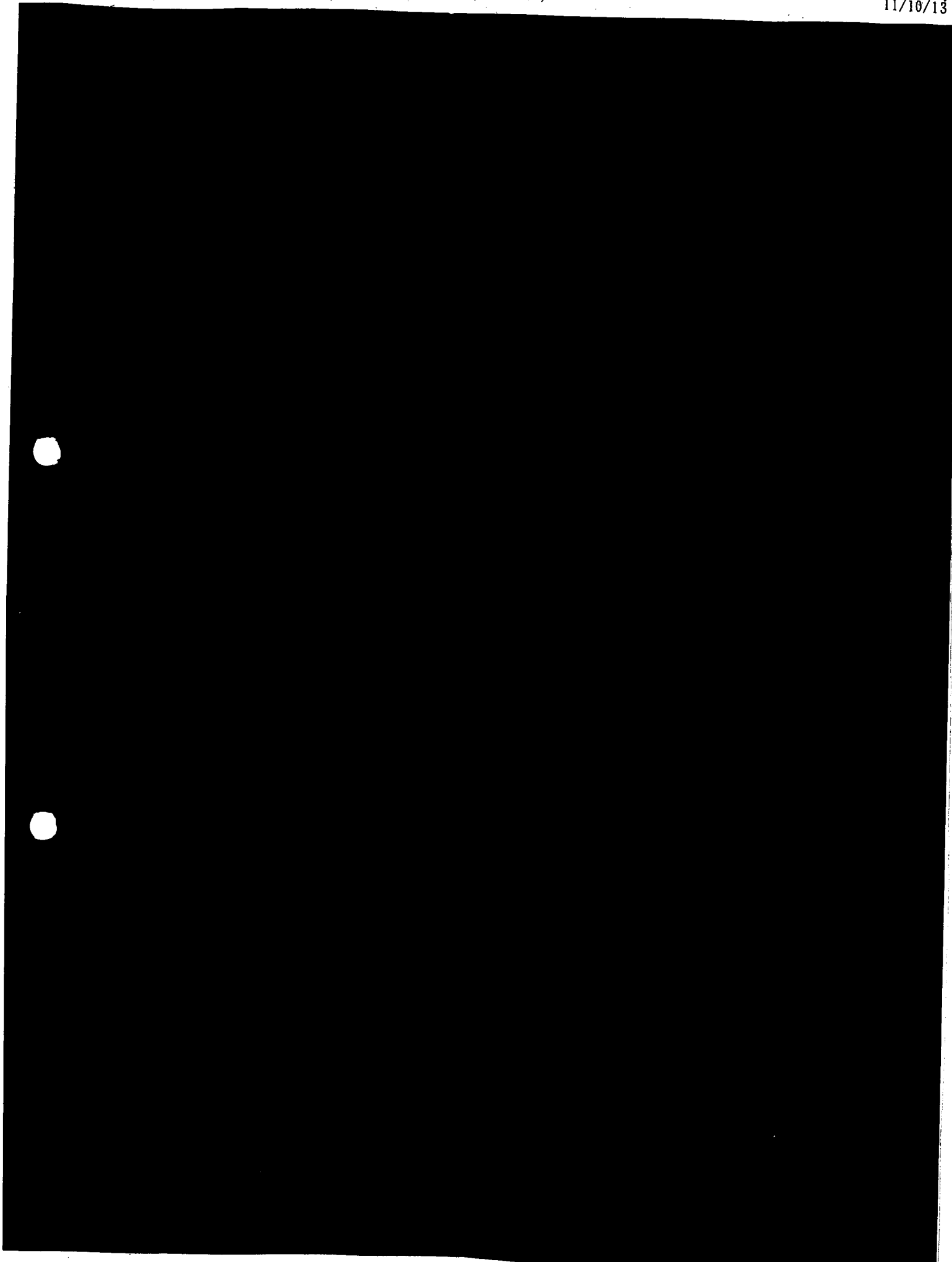
〇 〇 省

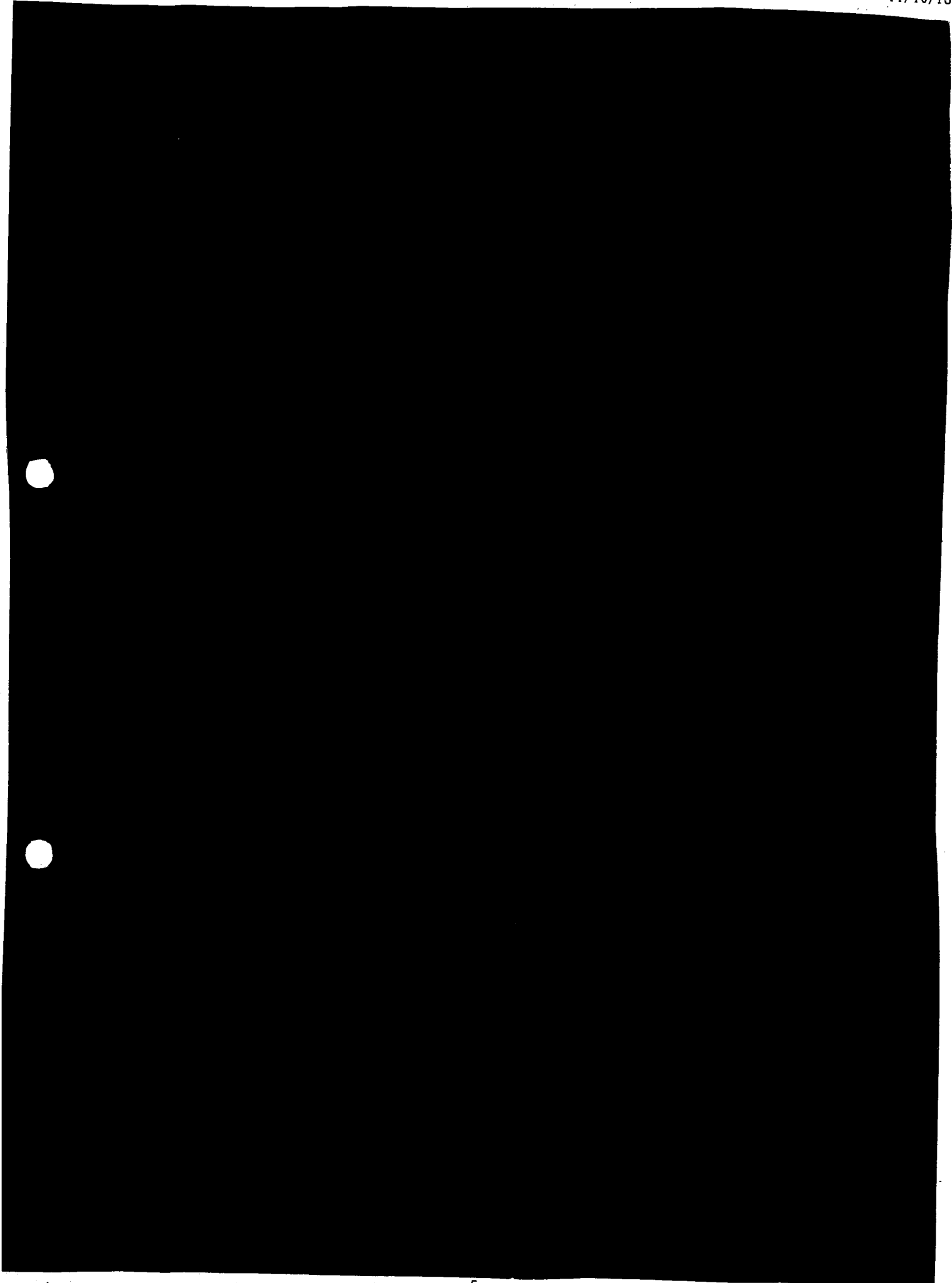


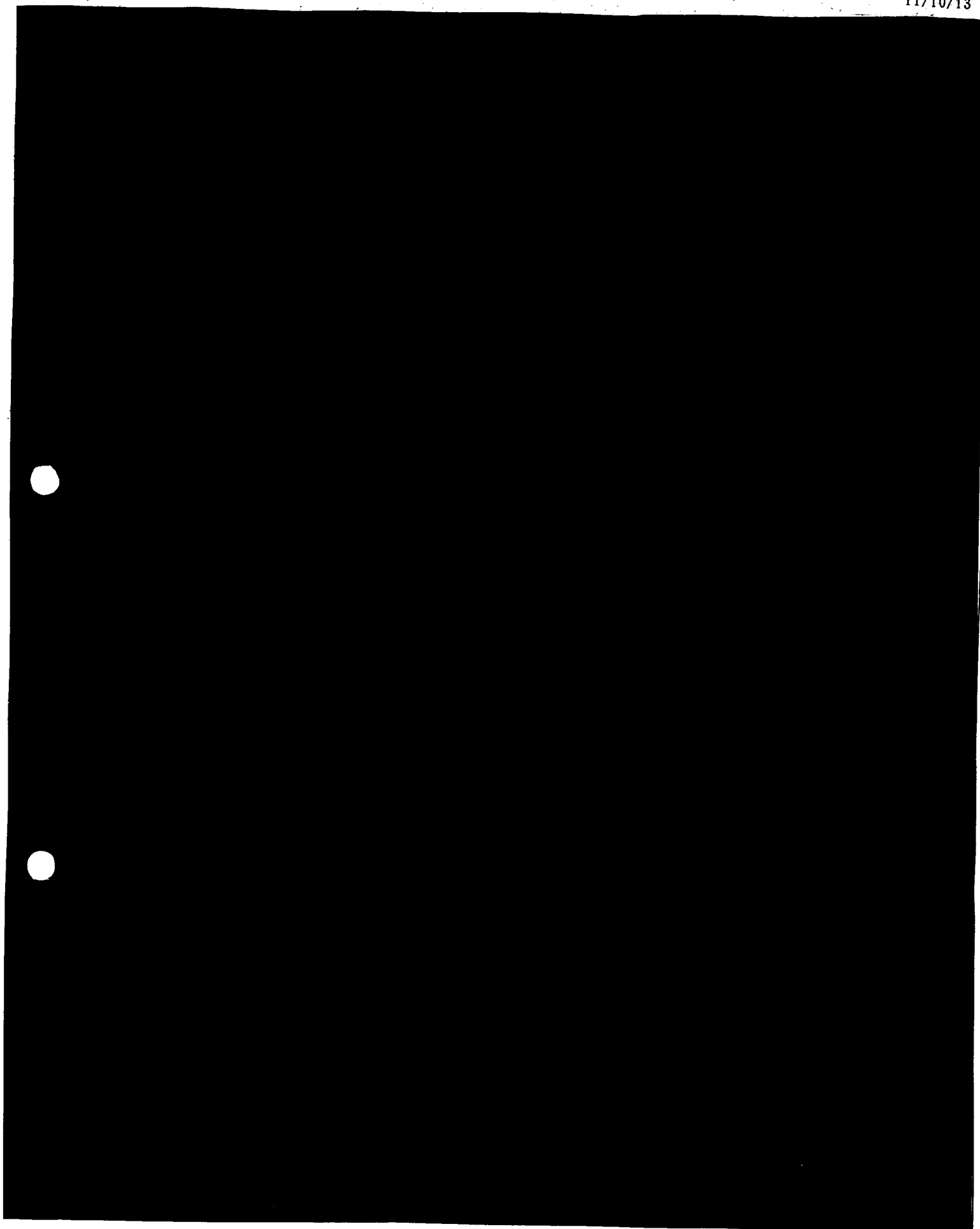








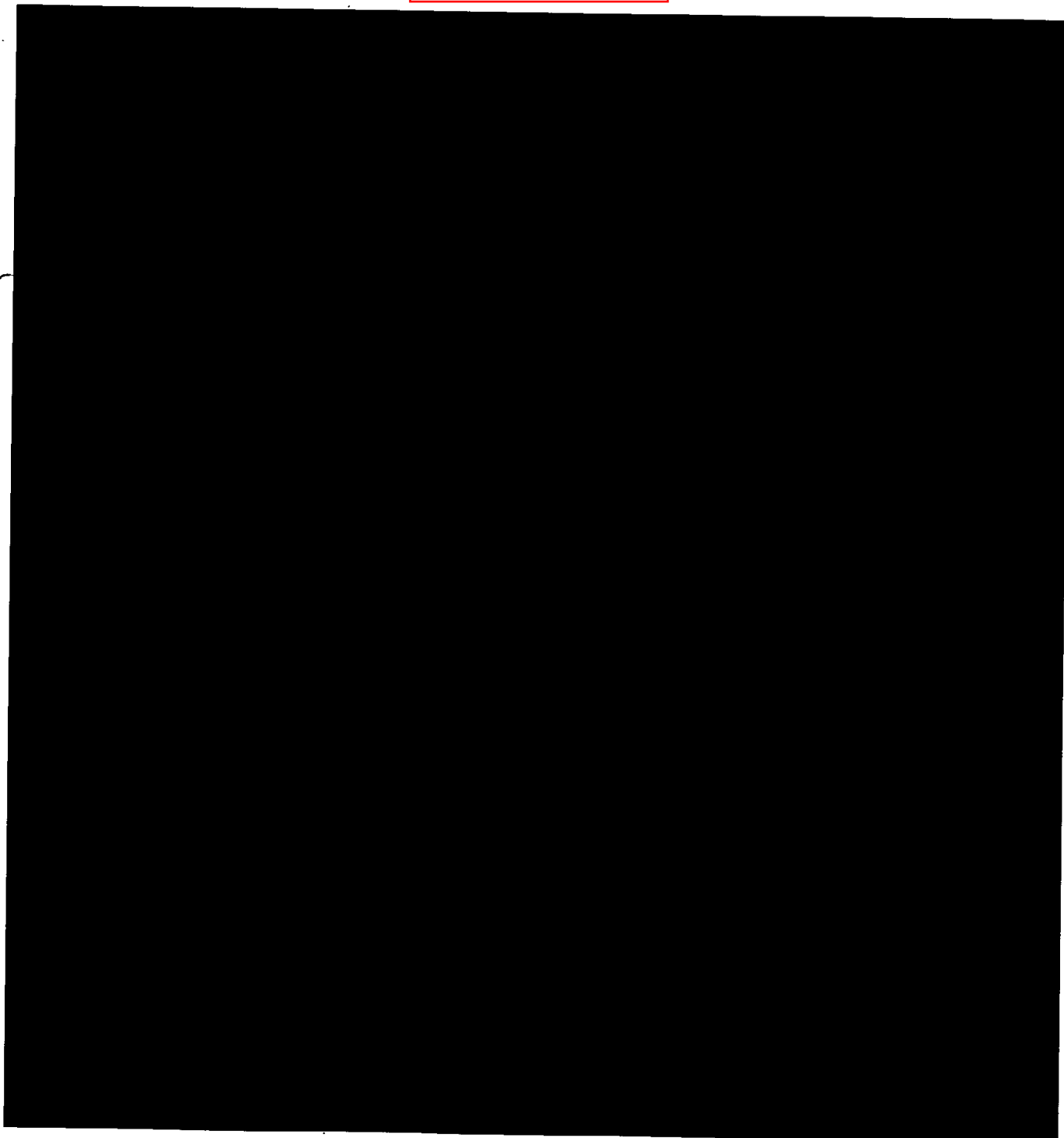




11/10/13

別紙

同意書（イメージ）



平成23年10月 日
内閣情報調査室

結果の通知について（案）

1 趣旨

適性評価の結果として通知する内容は、適性を有するかどうかの判断結果と、適性を有すると認めなかった場合の理由の2項目が考えられる。以下、それぞれの項目について、通知の是非を検討する。

2 適性を有するかどうかの判断結果の通知

適性評価制度が、行政機関の長や契約業者がその役職員に特別秘密を取り扱わせようと決めたことを契機として、対象役職員本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する制度であること、これらの情報を取得することについて対象役職員の明示的な同意を得て行うこととしていることに鑑みると、調査把握した個人情報から適性についてどのような判断を行ったのかを対象役職員本人に通知することは、本制度を円滑に運営するために必要な対象役職員の理解を得るための仕組みとして当然に必要と考えられる。

3 適性を有すると認めなかった場合の理由の通知

(1) 理由を通知する理由

適性を有するかどうかの判断は、対象役職員の権利・義務の変動を伴う行為ではないため処分に該当しないと考えられ、また、特別秘密の保護に一義的な責任を有する行政機関の長の裁量にゆだねられていることから、適性を有すると認めなかった場合に理由を通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

その上で、適性を有すると認めなかったという結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、対象役職員からは、例えば実施権者の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないか、法令に規定する調査事項に関係しない事項まで考慮して判断したのではないかとといった疑問を確認できないことになる。こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する対象役職員の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットもあると考えられる。

これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかった場合の理由は、対象役職員に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとする。

(2) 理由の通知における留意点

適性を有すると認めなかった理由の通知は、具体的であればあるほど、その蓄積によって事実上適性評価制度の運用基準を推測することが可能となる。この蓄積は、漏えいリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、適性評価の実効性の確保の妨げとなることが考えられる。

また、適性評価制度においては、対象役職員の知人その他の関係者に質問したり公

私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものがある。当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られなくなり、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

したがって、理由の通知については、特別秘密の漏えいリスクを低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させないために、こうした悪影響が出ないように留意しつつこれを行うことが必要である。

(3) 通知を希望しない者への理由の非通知

適性を有すると認められなかった対象役職員のうち、その理由の通知を希望しない者には、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

4 契約業者への通知

上記のとおり、本制度は対象役職員のプライバシーに深く関わる個人情報を用いる制度であることから、その結果に関し当該対象役職員本人以外に通知する情報は必要最小限度のものとするべきであるところ、契約業者については、当該契約業者の役職員に特別秘密を取り扱わせるために、その対象役職員が秘密を取り扱わせる適性を有するかどうかを知る必要性があることから、その対象役職員について、適性を有するかどうかの判断結果を通知することとするが、これ以上の情報である適性を有すると認めなかった場合の理由まで通知することは不相当と考えられる。

平成23年10月 日
内閣情報調査室

適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について（案）

1 趣旨

適性評価制度は、特別秘密を漏えいするリスクが認められる者をその取扱者からあらかじめ除外することにより、漏えいの可能性を低減することを目的とした制度である。したがって、行政機関の長や契約業者は、その役職員の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

逆に、当該目的以外の場面でこれを斟酌すること、例えば、対象役職員が適性評価を実施することに同意しなかった場合に指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有すると認められなかった場合に当該対象役職員を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりといった取扱いをする余地があれば、行政機関の長や契約業者が、その職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象職員が自らの責めに帰すべき非違がない中で一方的に不利益を被るという理不尽な事態となりかねない。

また、そうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象役職員が適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報や漏れなく、正確に提供することをためらうことで、実施権者が漏えいの可能性の程度を適正に評価できず、制度の実効性が損なわれる事態につながることも考えられる。

このため、適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性を有すると認められなかったことを理由として、行政機関の長や契約業者が対象職員に不利益な取扱いをしてはならない旨を明らかにする必要がある。

2 契約業者の職員

ここで、契約業者の職員についてみると、解雇その他の不利益な取扱いは、労働契約法（平成22年法律第49号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準として抽象的であり、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有すると認められなかったことを理由として行われた解雇その他の不利益な取扱いが当該場合に該当するのかが必ずしも明確ではないとの指摘もあり得るところであり、また、専ら雑務に従事させ就業環境を害するといった事実上の不利益な取扱いを制限する法的根拠が存在しないこととなることから、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有すると認められなかったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いをすることが禁止行為として違法である旨を明確化する必要がある。

なお、役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会の決議によって定められることから、本法制に基づく不利益取扱いの保護の対象とはし

ないものである。

3 行政機関等の職員

なお、行政機関の職員のうち一般職の職員については国家公務員法（昭和22年法律第120号）の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法（昭和29年法律第165号）の適用があり、また、都道府県警察の職員については国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があるが、一般職の国家公務員については、国家公務員法の規定により、

- (1) 職員の任用は能力の実証に基づいて行わなければならないこと（第33条第1項）。
- (2) 職員の免職は、法律に定める事由¹に基づいて行わなければならないこと（第33条第2項）。
- (3) 職員は、法律又は人事院規則に定める事由²による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはないこと（第75条）。

から、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有すると認められなかったことを理由として、免職その他の不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。自衛隊の隊員、都道府県警察の職員も同様である。

このため、一般職の公務員については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有すると認められなかったことを理由として免職その他の不利益な取扱いをすることが既に法律上明確に禁止されていることから、本法において特段の規定を設ける必要はないものと考えられる。

また、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、任用方法についてその職務の特殊性に基づく特殊性が存在し、自由な任免が適当と考えられていることから、不利益取扱いの保護の対象とすべきかどうかの議論になじまないと考えられる。

（条文のイメージ）

（不利益取扱いの禁止）

第十条 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有すると認められなかったことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

*1 具体的には国家公務員法第78条（本人の意に反する降任及び免職の場合）が該当するとされている。

*2 降任・休職・免職の事由を定めた法律の規定は、国家公務員法第78条（降任・免職）、同法79条（休職）が該当する。また、人事院規則では、休職の事由を規定しており、具体的には①学校、研究所等の公共的施設において、職員の職務と関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合、②災害により生死不明・所在不明となった場合等を規定している。（人事院規則11—3第3条）

参照条文**○労働契約法（平成22年法律第49号）（抄）****（懲戒）**

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

（解雇）

第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

○会社法（平成17年法律第86号）（抄）**（解任）**

第三百三十九条 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2 （略）**（取締役の報酬等）**

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- 三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2 （略）**○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）****（任免の根本基準）**

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

② 職員の免職は、法律に定める事由に基づいてこれを行わなければならない。

③ （略）**（身分保障）**

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合にいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免除することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

- 三 その他その官職に必要な適格性¹を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

(隊員の採用)

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基づく選考によることを妨げない。

2 (略)

(隊員の昇任)

第三十七条 隊員の昇任は、勤務実績若しくは功勞に基く選考又は試験によるものとする。

2 (略)

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性²を欠く場合
- 四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

*1 当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障が生じる高度の蓋然性が認められる場合というと解されている（最判昭和48年9月14日）。

適格性を欠くと認められた具体例としては、災害によらず相当期間行方をくらました場合、反復して服務上の規律に違反する行為をとった場合がある。（逐条国家公務員法 学陽書房）

*2 自衛隊法第42条第3号の「適格性」の趣旨は、国家公務員法第78条第3号の「適格性」と同様であるとされている（参議院内閣委員会議事録：昭和29年5月14日：政府委員説明）。

(任用の根本基準)

第十五条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

(分限及び懲戒の基準)

第二十七条 すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める理由でなければ、懲戒処分を受けることがない。

○公益通報者保護法（平成16年法律第122号）（抄）

(一般職の国家公務員に対する取扱い)

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国家職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがなされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

判例（解雇以外の不利益な取扱いに関するもの）

「使用者の懲戒権の行使は、当該具体的事情の下において、それが客観的に合理的理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合に初めて権利の濫用として無効になる」（最判昭和58年9月16日）

指定権の所在、指定の効果・調整について（案）

1 指定権の所在及び指定の効果について

(1) ある行政機関で保有されている情報が特別秘密に指定されようとする場合、行政機関相互の情報共有により、他の行政機関においても当該情報が保有されているという事態が想定される。このような場合における当該情報に対する指定権の所在及び指定の効果については、以下の4つの見解が考えられる。

- ① 当該情報を保有する機関ごとにそれぞれが独自に指定権を行使するとの見解
- ② 国の複数の行政機関を統轄する機関が一元的に指定権を行使するとの見解
- ③ 各行政機関ごとに指定権を行使し得るものの、行使に当たっては相互に統一的な運用を図るとの見解
- ④ ひとつの行政機関による指定の効果が他の行政機関にも及ぶとの見解

(2) まず、本法制の特別秘密は、国の存立にとって重要な秘密であり、特に秘匿を要するものとして指定されるものである。このような特別秘密の性格に照らせば、指定権は国の複数の行政機関において統一的に行使されるべきであり、①の見解は採り得ない。

次に、行政の複雑性・機動性にかんがみ、複数の専門機関が国の行政機能を分担して運用している現状においては、統括的機関による一元的指定は現実的ではないと考えられ、②の見解は採り難い。

次に、③の見解については、指定及びその解除に当たっての統一運用に要する手間を考えると、必ずしも最も妥当な見解とは言いがたい。

(3) そこで、④の見解が最も妥当であると考えられる。

2 指定の調整について

(1) 指定権の所在及び指定の効果について上記④の見解を採った場合、ある情報が特別秘密に指定されると、当該情報を保有する他の行政機関もそれまでの取扱いを変更し、厳重な管理措置を採る必要が生じることになるため、指定に当たっては、行政機関相互で調整を図る必要がある。

(2) そこでまず、どの行政機関が指定権を行使し得ると解すべきなのかが問題となる。

この点、特定の行政機関しか指定権を行使し得ないとするよりも、当該情報を保有する行政機関のいずれもが行使し得るとした方が適切な指定に資すると思われる。

ただし、特別秘密指定の対象になり得る情報を自ら作成し、又は行政機関外から取得した行政機関（以下「1次機関」という。）が、当該情報の伝達を受けた他の行政機関による1次機関の意向を無視した指定権行使のために、当該情報の取扱いの変更を強いられることになった場合、1次機関としては、そのような事態を避けるために他の行政機関との情報共有を控えるようになり、その結果、政府部内の政策判断に悪影響が生じかねない。

したがって、当該情報を保有する行政機関のいずれもが指定権を行使し得るものの、1次機関に優先的地位が与えられるべきであると考える。

(3) このように解した上で、以下の4つの具体的事例について、指定の調整の要否を検討することとする。

- ① 1次機関である機関Aが指定後、機関Bに伝達する場合
- ② 機関Aが機関Bに伝達後、機関Aにおいて指定する場合
- ③ 機関Aが機関B（及び機関C）に伝達後、機関Bにおいて指定する場合
- ④ 機関Aが機関Bに、機関Bが機関Dに伝達後、機関Dにおいて指定する場合

ア ①の場合について

機関Aによる指定後、機関Bはそれを了知し、厳重な管理措置を採る準備を整えた上で伝達を受けることになるのであって、そもそも指定の調整が問題になる余地はない。

イ ②の場合について

(7) 機関Aは1次機関であり、優先的地位が与えられるため、機関Bに伝達した後であっても指定権の行使が制限されることはない。

よって、②の場合、指定の調整は不要であり、機関Aは、独自の判断で指定権を行使することができ、他方で機関Bは、指定により当然に当該情報を特別秘密として扱うことになる。

(イ) ただし、機関Aによる指定後にその通知を受けるのみでは、機関Bとしては、自己とは関係のない事情によって当該情報の取扱いを変更し、直ちに厳重な管理措置を採る必要が生じることとなり、準備時間が不足するおそれがある。

したがって、機関Aは、指定前に機関Bへの通知を行い、準備を促す機会を設けるべきであると考える。

ウ ③の場合について

(7) 機関Bは、1次機関ではないため、優先的地位を有する機関Aに協議する必要がある。

その結果、機関Aが同意すれば、機関Bが指定権を行使することになる。他方、機関Aが同意しなければ、機関Bは指定権を行使することができない。^{*}

このように、③の場合、指定の調整が必要であり、機関Bは、当該情報を特別秘密に指定しようとする場合、独自の判断で指定権を行使することはできず、機関Aに協議する必要がある。

(イ) なお、機関Aが機関Bのみならず機関Cに対しても当該情報を伝達している事例が考えられる。この事例においても機関Bは機関Aに協議する必要があるところ、その結果、機関Aが同意しなければ、機関Bは指定権を行使することができない。

他方、機関Aが同意した場合、機関Bと機関Cの関係が問題になるが、優先的地位を有する機関Aがその地位を機関Bに譲るとの判断をしたのであるから、機

*1 協議の結果、機関Bではなく機関Aが自ら指定権を行使することもあり得る。

関Cにおいてもその判断を尊重すべきであると考えられる。したがって、機関Bと機関Cは、②の場合における機関Aと機関Bと同様の関係に立つことになる
と考える。

エ ④の場合について

(7) 機関Dは、1次機関ではないため、優先的地位を有する機関Aに協議する必要があるところ、その結果、機関Aが同意しなければ、機関Dは指定権を行使することができない。

他方、機関Aが同意した場合、機関Dと機関Bとの関係が問題となるが、優先的地位を有する機関Aがその地位を機関Dに譲るとの判断をしたのであるから、機関Bにおいてもその判断を尊重すべきであると考えられる。したがって、機関Dと機関Bは、②の場合における機関Aと機関Bと同様の関係に立つことになる
と考える。

(イ) このように、④の場合、指定の調整が必要であり、機関Dは、当該情報を特別秘密に指定しようとする場合、独自の判断で指定権を行使することはできず、機関Aに協議する必要がある。

(4) 以上より、指定の調整を必要とするのは、③と④の場合、すなわち、1次機関以外の機関が指定権を行使しようとする場合であり、当該機関は、1次機関に協議する必要がある。

取扱業務者以外の業務者による漏えい行為を処罰対象とすることについて（案）

1 問題の所在

本法制は、自衛隊法上の防衛秘密を特別秘密として取り込むものであるところ、自衛隊法においては、業務により防衛秘密を取り扱う者（以下、業務により秘密を取り扱う者を「業務者」という。）のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者（以下、秘密の取扱いを業務とする者を「取扱業務者」という。）に限ってその漏えい行為を処罰の対象としており、それ以外の業務者による漏えい行為を処罰の対象としていない。

そこで、本法制においては、取扱業務者に該当しない業務者による漏えい行為を処罰の対象とするべきかが問題となる。

2 検討

(1) 自衛隊法における検討経緯

防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法の一部を改正する法律案の立案過程においては、取扱業務者のみならず、それ以外の業務者による漏えい行為も処罰の対象とすることが検討されていた。例えば、平成13年2月21日当時の条文案では「特別秘密を業務により知得し、又は領有した者が、正当な理由なくその特別秘密を漏らしたときは、5年以下の懲役に処する。」と規定されており、漏えい罪の主体を「特別秘密を業務により知得し、又は領有した者」と広くとらえている。

その後、最終的には「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が当該防衛秘密を漏えいする行為を厳格に防止し、秘密の漏えいをその根元において制止すれば、通常、秘密は十分に保全されるものであり、また、刑罰法規の性質にかんがみ必要最小限度の規制を行うこととした」（自衛隊法改正当時の防衛庁作成に係る内閣法制局説明資料）結果、取扱業務者に限ってその漏えい行為を処罰することとなった。その理由については、上記説明資料などから以下のように整理することができる。

すなわち、防衛秘密の保護を図るためには、まず第一に、その取扱業務者である防衛省職員並びに他の行政機関の職員及び契約業者について、その漏えい行為を処罰することが必須と考えられる。次に、防衛秘密を業務により知得する可能性のある者、具体的には防衛秘密の漏えい事件に携わる警察官、検察官、裁判官及び弁護士や国会議員など、取扱業務者に該当しない業務者による漏えい行為の処罰を検討する必要があるが、そもそも防衛省・自衛隊を規律の対象とする自衛隊法（同法第1条参照）において弁護士等まで罰則の対象とするのはいささか行き過ぎの感があり、関係方面との調整が困難であるため、防衛秘密の保護を図るためにこれらの者による漏えい行為をも処罰の対象とするのが必須とまではいえないことに鑑み、処罰対象とすることを見送ったものと考えられる。

(2) 本法制における検討

本法制は、国の行政機関（漏えい事件の捜査を行う都道府県警察を含む。以下同じ。）

における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により国の行政機関を規律するものである。したがって、本法制により処罰対象とすべき漏えい行為の主体は、国の行政機関の職員全体に及ぶこととするのが自然な考え方であり、職員の中に取扱業務者に該当しない業務者が含まれているのであれば、それらの者も含めた業務者全体を処罰対象とすることが適当と考えられる。そして、処罰対象を業務者全体とした場合でも、国の行政機関の職員という範囲内であれば、自衛隊法改正時に懸念された関係方面との困難な調整という問題は生じないと考えられる。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第2回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年10月13日 19:38

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (89 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料を、本日、内閣法制局に資料を持ち込みました。
(前回は、9月15日に法制局に持ち込み、9月20日に法制局との協議を実施いたしました。)

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。
(なお、添付資料の「持込資料リスト」に記載の『1 参考資料』については、参考扱いですので、添付して
おりません。また、一つの文書ファイルの中に、別シートの形で貼り付けてある資料もありますのでご注
意ください)

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料については、前回同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第2回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年10月13日 19:39

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (90 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料を、本日、内閣法制局に資料を持ち込みました。
(前は、9月15日に法制局に持ち込み、9月20日に法制局との協議を実施いたしました。)

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。
(なお、添付資料の「持込資料リスト」に記載の『1 参考資料』については、参考扱いですので、添付して
おりません。また、一つの文書ファイルの中に、別シートの形で貼り付けてある資料もありますのでご注
意ください)

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料については、前回同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第2回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年10月13日 19:40

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (90 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料を、本日、内閣法制局に資料を持ち込みました。
(前回は、9月15日に法制局に持ち込み、9月20日に法制局との協議を実施いたしました。)

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。
(なお、添付資料の「持込資料リスト」に記載の『1 参考資料』については、参考扱いですので、添付して
おりません。また、一つの文書ファイルの中に、別シートの形で貼り付けてある資料もありますのでご注
意ください)

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料については、前回同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第2回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年10月13日 19:41

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (91 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料を、本日、内閣法制局に資料を持ち込みました。
(前回は、9月15日に法制局に持ち込み、9月20日に法制局との協議を実施いたしました。)

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。
(なお、添付資料の「持込資料リスト」に記載の『1 参考資料』については、参考扱いですので、添付して
おりません。また、一つの文書ファイルの中に、別シートの形で貼り付けてある資料もありますのでご注
意ください)

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料については、前回同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官庁内閣情報調査室総務部


(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第2回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年10月13日 19:42

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (90 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料を、本日、内閣法制局に資料を持ち込みました。
(前回は、9月15日に法制局に持ち込み、9月20日に法制局との協議を実施いたしました。)

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。
(なお、添付資料の「持込資料リスト」に記載の『1 参考資料』については、参考扱いですので、添付して
おりません。また、一つの文書ファイルの中に、別シートの形で貼り付けてある資料もありますのでご注
意ください)

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料については、前回同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官庁内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第2回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年10月13日 19:41

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (90 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料を、本日、内閣法制局に資料を持ち込みました。
(前回は、9月15日に法制局に持ち込み、9月20日に法制局との協議を実施いたしました。)

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。
(なお、添付資料の「持込資料リスト」に記載の『1 参考資料』については、参考扱いですので、添付して
おりません。また、一つの文書ファイルの中に、別シートの形で貼り付けてある資料もありますのでご注
意ください)

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料については、前回同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第2回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年10月13日 18:43

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (90 KB)

外務省 大臣官房総務課 様、 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料を、本日、内閣法制局に資料を持ち込みました。
(前回は、9月15日に法制局に持ち込み、9月20日に法制局との協議を実施いたしました。)

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

(なお、添付資料の「持込資料リスト」に記載の『1 参考資料』については、参考扱いですので、添付していません。また、一つの文書ファイルの中に、別シートの形で貼り付けてある資料もありますのでご注意ください)

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、前回同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第2回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年10月13日 19:44

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (85 KB)

海上保安庁 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料を、本日、内閣法制局に資料を持ち込みました。
(前回は、9月15日に法制局に持ち込み、9月20日に法制局との協議を実施いたしました。)

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。
(なお、添付資料の「持込資料リスト」に記載の『1 参考資料』については、参考扱いですので、添付して
おりません。また、一つの文書ファイルの中に、別シートの形で貼り付けてある資料もありますのでご注
意ください)

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料については、前回同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第2回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年10月13日 19:44

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (90 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料を、本日、内閣法制局に資料を持ち込みました。
(前回は、9月15日に法制局に持ち込み、9月20日に法制局との協議を実施いたしました。)

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。
(なお、添付資料の「持込資料リスト」に記載の『1 参考資料』については、参考扱いですので、添付して
おりません。また、一つの文書ファイルの中に、別シートの形で貼り付けてある資料もありますのでご注
意ください)

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料については、前回同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第2回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年10月13日 19:45

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (90 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料を、本日、内閣法制局に資料を持ち込みました。
(前回は、9月15日に法制局に持ち込み、9月20日に法制局との協議を実施いたしました。)

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。
(なお、添付資料の「持込資料リスト」に記載の『1 参考資料』については、参考扱いですので、添付して
おりません。また、一つの文書ファイルの中に、別シートの形で貼り付けてある資料もありますのでご注
意ください)

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料については、前回同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第2回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年10月13日 19:46

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (90 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料を、本日、内閣法制局に資料を持ち込みました。
(前回は、9月15日に法制局に持ち込み、9月20日に法制局との協議を実施いたしました。)

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。
(なお、添付資料の「持込資料リスト」に記載の『1 参考資料』については、参考扱いですので、添付して
おりません。また、一つの文書ファイルの中に、別シートの形で貼り付けてある資料もありますのでご注
意ください)

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料については、前回同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【機2】【質問提出】特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について

丸山 洋平(安危本室)

送信日時: 2011年10月19日 13:33

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

CC: 藤井 陽介(安危本室); 佐藤 耕平(安危本室); 今井 克敏(安危本室)

添付ファイル: 231019安危→内調:質問.jtd (46 KB)

様

お世話になっております。

先週からお話しさせていただいていた法案に関するご質問の件ですが、添付のとおり提出しますので、ご教授のほどよろしくお願い致します。

忙しい中恐縮ですが、よろしくお願い致します。

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当) 付
総括班 丸山 洋平

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-4-12(内閣府別館)

TEL: 03-5253-2111(内務)

FAX: 03-3593-2516

メール:

-----Original Message-----

From: 藤井 陽介(安危本室)

Sent: Tuesday, October 18, 2011 5:42 PM

To: 丸山 洋平(安危本室)

Subject: 【質問提出】特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について

総括班 丸山様

お世話になっております。事態法制企画班の藤井です。

大変おそくなってしまい恐縮ですが、平成23年9月15日付で、内閣情報調査室より送付を受けた「特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)」について、下記のとおり、担当者として質問を提出します(企画官了)

当方としての関心は、武力攻撃事態等の緊急事態において、自治体の職員等の無資格者が特別秘密を取り扱う必要に迫られた場合、的確な情報が適切なタイミングで伝達されるように制度設計がなされることです。

質問の概要は、特別秘密を無資格者が取り扱う必要が生じた場合、

①特別秘密のまま取り扱わせる(特別な手続きを実施して)。

②特別秘密をサンタイズして、「特別秘密」ではなくする。

③比較衡量の結果、特別秘密ではないものとしてみなす。

(特別秘密の要件を満たさなくなったものとしてみなす。)といった対応が有り得るのか、というものです。

内閣情報調査室の窓口の方にも、お伝え願います。

よろしくお願い致します。

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（質問）

秘密保全法制の整備に当たって、当方では、武力攻撃事態等の緊急事態において、地方自治体の職員等の無資格者が、急遽特別秘密として指定された事項を取り扱う必要が生じた場合、当該事項が適確に伝達等されるように、制度が整備される必要があると考えている。

例えば、「某国がA県に特殊部隊を潜入させる作戦を進めている」旨の情報に関して、情報の入手時には秘匿の必要があったため、特別秘密として指定しているものの、その後、A県住民による避難の準備等を考慮して、当該情報を公表する必要があると判断される場合が想定される。また、公表までの必要はないものの、必要最小限の者には伝達する必要がある場合や、当該情報を情報源がわからないように加工した上で公表するということも考えられる。

このように、無資格者が、特別秘密として指定された事項を、様々な方法で取り扱う状況が想定される場合、当方では、こうした取扱いの在り方については、以下のように整理できるのではないかと考えている。

- 1 臨時の適性評価の実施するなどの特別な手続きを経ることで、当該事項を無資格者に特別秘密として取り扱わせる。
- 2 特別秘密としては取り扱わせない場合
 - (1) 当該事項を加工して、特に秘匿する必要がある一部の内容を除いた情報を抽出した上で、無資格者に取り扱わせる。
 - (2) 当該事項を無資格者に取り扱わせる必要性と、秘匿する必要性を比較考量し、取り扱わせる必要性の方が優先すると判断される場合は、特別秘密の条件（「特に秘匿することが必要である」）に該当しないものとして、無資格者に取り扱わせる。

こうした整理の在り方を踏まえ、平成23年9月15日に貴室より送付を受けた「特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）」（以下単に「秘密保全法」という。）について、下記のとおり質問を提出しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

I 上記1関係

秘密保全法においては、適性評価により適性を有すると認められた者以外の無資格者が、特別秘密を取り扱う場合に関しての規定を置いていないところ、こうした者が特別秘密を取り扱う場合は想定しているのか、教示願いたい。また、取り扱うことを想定している場合は、現時点において、いかなる規制を講ずることを想定しているのか、教示願いたい。

例えば、他国から武力攻撃を受けることが予想され、市町村が住民の避難に向けて準備しなくてはならない状況において、市町村長等限られた無資格者に対し、相手国の作戦・展開状況を始めとする特別秘密として指定された事項を伝達する必要がある一方で、依然として当該事項を特別秘密として扱う場合を想定している。

II 上記2(1)関係

特別秘密として指定された事項に関し、当該事項に包含される一部のみを抽出したときに、当該一部の内容が「特に秘匿にすることが必要である」とまでは言えない場合においては、当該抽出した内容(事項)は、秘密保全法による規制の対象から除外されるものと解してよろしいか。

例えば、「Y国がB県に向けてミサイルを発射する」旨の電波情報に関して、情報源を秘匿するため、当該電波情報全体については、特別秘密として指定する必要があるものの、当該電波情報に包含される「Y国がB県に向けてミサイルを発射する」という内容のみについては、特に秘匿する必要もなく、B県庁の担当部局へ伝達するのが適切であると判断されるような場合を想定している。

III 上記2(2)関係

- (1) 武力攻撃事態における警報の発令のように、特別秘密として指定された事項について、開示する必要性と秘匿する必要性を比較考量した上、開示すべきとの判断が成される場合にあっては、当該事項は、秘密保全の実質的な必要性が失われたものとして、自ずから秘密保全法による規制の対象から除外されるものと解してよろしいか。

例えば、「X国が我が国のA県より着上陸侵攻する作戦を進めている」旨の情報に関して、情報の入手時には秘匿の必要性があったため、特別秘密として指定していたものの、その後、A県住民による避難の準備等を考慮して、当該情報を公表する必要性が大きく高まった場合を想定している。

- (2) 秘密保全法によれば、特別秘密として一度指定された事項について、その後の情勢の変化等により特別秘密としての要件を満たさなくなった場合は、当該指定は速やかに解除されることとなるが、当該指定の解除の手続きが終了されるまでの間においても、当該事項は秘密保全法による規制の対象から除外されているものと解してよろしいか。

【回答】秘密保全法制に関する再質問に対する回答について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年10月19日 18:21

宛先:

添付ファイル: 警察庁からの再質問 (20111007)回答.jtd (26 KB)

警察庁警備局警備企画課 様

いつもお世話になっております。

秘密保全法制につきまして、10月7日に貴庁より頂戴しておりました再質問に対する回答を送付させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

差出人:

送信日時: 2011年10月7日 15:22

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

件名: 【再質問】特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について

内閣情報調査室

様

お世話になっております。

警察庁の 様です。

先日、第一弾として当庁からの質問を提出させて頂いたところですが、そちらから頂いたご回答を踏まえて、再び庁内から質問(及び意見)が出ましたので、添付のとおりお送り致します。

何かご不明な点がございましたら、私までご連絡頂ければと思います。宜しくお願い致します。

警察庁警備局警備企画課

03-3581-0141(内線)

内閣官房内閣情報調査室担当官 殿

事務連絡
平成23年10月7日
警察庁

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について
標記について、下記のとおり質問及び意見を提出いたしますので、よろしく
お取り計らい願います。

記

1 第1条関係

都道府県警察が独自に取得した情報は本法律の対象外とのことであるが、都道府県警察が独自に取得した情報を、警察庁に報告し、警察庁長官が当該情報を特別秘密と指定した場合、その指定の瞬間から当該指定の効力は自動的に都道府県警察が保有している当該情報にも及ぶのか。及ぶ場合、それは本法律のいかなる規定に基づいたものであるかも含めて、法制上の整理を詳細に説明されたい。

（答）

警察庁長官が当該情報を特別秘密に指定した場合、当該指定の効力は都道府県警察が保有している当該情報にも及ぶとするのが相当であると考えているが、規定の在り方など、法制上の整理については検討中である。

なお、情報の伝達により複数の行政機関が当該情報を保有している場合において、ある行政機関が当該情報を特別秘密に指定したときも、当該指定の効力は他の行政機関が保有している当該情報にも及ぶとするのが相当であると考えている。

2 第6条、第8条関係

警察法上、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督は、都道府県公安委員会並びに警視總監及び道府県警察本部長のいずれかを名宛て人として行われるものであり、個別具体的な都道府県警察の職員にまで及ぶとは想定されていないものと解される。したがって、警察法の規定を踏まえ、第6条第2項中の「都道府県警察の職員に」を「都道府県警察に」と、第8条第1項中「都道府県警察の職員に」を「都道府県警察に」と修文すべきと考えられるがいかがか（仮に、ここでいう「都道府県警察の職員」が個別具体的な都道府県警察の職員を指していないということであれば、その意味するところを、法制上の整理も含め、詳細に説明されたい。）。

また、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督の範囲は、警察法上、

警察庁の所掌事務について行われるものと整理されているが、第6条第2項中「特段の必要がある場合に限り」とは、本法律で警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督の範囲を更に制限する趣旨なのか。そうであれば、特に警察法第16条第2項との関係についての整理を含め、その趣旨を詳細に説明されたい。他方、自衛隊法の書き振りに合わせたものであれば、警察法の規定を踏まえ、「特段の必要がある場合に限り」を削除されたい。

(答)

(1) 第6条第2項は、自衛隊法の書き振りに合わせたものであるが、特別秘密の伝達の一態様及びその要件について規定したものに過ぎず、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督について規定するものではない。すなわち、特別秘密は、特に規定がなくても公益の比較衡量により適法に伝達することができるかと解されるところ、同条は、公益の比較衡量によっては伝達を許容し得ない場合につき伝達を可能とするための要件を規定したものである。

なお、第6条第2項及び第8条第1項の「都道府県警察の職員」については、第6条第3項の「契約業者」という用語とのバランスを図るために、今般、同条第1項の「他の行政機関の職員」と併せ、「の職員」との文言を削除することとした。

(2) 警察庁長官が都道府県警察に対する指揮監督を行う上で特別秘密の取扱いの業務を行わせることが必要不可欠と認められる場合であれば、第6条第2項の「特段の必要がある場合」に該当すると考えられるので、同項が警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督の範囲を制限することにはならないと考えられる。

【回答】特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年10月21日 10:01

宛先:

添付ファイル: 20111019 警察庁からの再質問に対する回答.jtd (24 KB)

警察庁警備局警備企画課 様

いつもお世話になっております。

昨日、御依頼のありました件につきまして、
内調クレジットでの回答を添付いたしております。

お手数をおかけいたしますが、
どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

事務連絡
平成23年10月19日

警察庁 担当官 殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの10月7日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第1条関係について

警察庁長官が当該情報を特別秘密に指定した場合、当該指定の効力は都道府県警察が保有している当該情報にも及ぶとすることが相当であると考えているが、規定の在り方など、法制上の整理については検討中である。

なお、情報の伝達により複数の行政機関が当該情報を保有している場合において、ある行政機関が当該情報を特別秘密に指定したときも、当該指定の効力は他の行政機関が保有している当該情報にも及ぶとすることが相当であると考えている。

2 第6条、第8条関係について

(1) 第6条第2項は、自衛隊法の書き振りに合わせたものであるが、特別秘密の伝達の一態様及びその要件について規定したものに過ぎず、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督について規定するものではない。すなわち、特別秘密は、特に規定がなくても公益の比較衡量により適法に伝達することができるかと解されるところ、同条は、公益の比較衡量によっては伝達を許容し得ない場合につき伝達を可能とするための要件を規定したものである。

なお、第6条第2項及び第8条第1項の「都道府県警察の職員」については、第6条第3項の「契約業者」という用語とのバランスを図るために、今般、同条第1項の「他の行政機関の職員」と併せ、「の職員」との文言を削除することとした。

(2) 警察庁長官が都道府県警察に対する指揮監督を行う上で特別秘密の取扱いの業務を行わせることが必要不可欠と認められる場合であれば、第6条第2項の「特段の必要がある場合」に該当すると考えられるので、同項が警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督の範囲を制限することにはな

らないと考えられる。

【質問及び意見】特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について

送信日時: 2011年10月28日 16:08
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 111028質問提出.jtd (29 KB); 111028意見提出.jtd (24 KB)

内閣情報調査室
様

お世話になっております。
警察庁の[]です。

先日頂いておりました第二回法制局持ち込み資料に対し、警察庁からの意見及び質問を添付のとおりお送りいたします。
量が多くなってしまい大変恐縮ですが、宜しくお願い致します。

何かご不明な点がございましたら、私までご連絡頂ければと思います。
宜しくお願い致します。

警察庁警備局警備企画課

[]
03-3581-0141(内線[])

(【再送】特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について

送信日時: 2011年10月28日 16:16
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 111028意見提出.jtd (24 KB)

内閣情報調査室
様

立て続けにすみません。
先ほどお送りした、「意見」の方に訂正箇所がありましたので、
訂正版をお送り致します。

よろしくお願い致します。

警察庁警備局警備企画課

03-3581-0141(内線)

【訂正版】特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について

送信日時: 2011年10月28日 19:15
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 111028意見提出.jtd (24 KB)

内閣情報調査室
様

係長に御指摘を頂き、意見の方に一部修正箇所がありましたので、訂正版を再送させていただきます。

ご迷惑おかけして申し訳ございませんが、宜しくお願い致します。

警察庁警備局警備企画課

03-3581-0141(内線)

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（11/10/14付け素案）について
みだしの件について、下記のとおり質問を提出致しますので、よろしくお取り計らい
願います。

記

1 全体

- (1) 政府による秘密保全を徹底し、特別秘密の漏えいを防止するためには、各行政機関において特別秘密が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が発生した場合に、当該事案に関する情報が迅速正確に一元的に政府に集約されることにより、政府として適切な措置が講じられるよう担保すべきと思料するが、そのための仕組みは整備しないのか。
- (2) 証拠として司法府に伝達された特別秘密の漏えいを防止するため、本法律の施行までに、「司法府における秘密保全の在り方全般と特別秘密の保全の在り方との関係を整理する必要がある」（有識者会議報告書24頁）のではないか。さもなくば、刑事訴訟法103条の規定に基づき監督官庁が特別秘密に係る証拠の押収の承諾を拒むケースが発生し、「特別秘密に係る犯罪」（8条2項）の捜査に重大な支障が生じるおそれがあるのではないか。

2 5条関係

外国の機関から複数の行政機関が同時に情報の伝達を受けた場合等、同一ないし同種の情報を複数の行政機関が同時に取り扱う場合における特別秘密の指定の調整については規定しないのか。

3 6条関係

- (1) 「特別秘密の取扱いの業務」の具体的内容は何か。情報の伝達並びに文書の作成、複製、閲覧、交付、運搬及び廃棄等の全てを含むのか。また、それは特別秘密の内容の知得を伴う業務であって、例えば、特別秘密が電磁的方法により記録されたサーバーのメンテナンス業務等の特別秘密の内容の知得を伴わない業務は、ここでいう「特別秘密の取扱いの業務」に含まれないと解してよろしいか。
- (2) 1項について、行政機関の長が他の行政機関に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合」とは、具体的にどのような場合か。
- (3) 2項について、都道府県警察が行う特別秘密の取扱いの業務は自治事務又は法定受託事務のいずれか。

4 7条関係

- (1) 1項について、6条1項の規定に基づき行政機関の長が他の行政機関に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合において、当該他の行政機関の職員に対する適性評価を実施するのは、当該他の行政機関の長と解してよろしいか。その場合、行政機

関の長は、当該他の行政機関において適性評価が適正に実施されているか確認する必要があるが、適性評価の基準や当該確認の方法について、政府の統一的なルールは作成しないのか。

- (2) 1項「取り扱わせる」の具体的内容は何か。情報の伝達並びに文書の作成、複製、閲覧、交付、運搬及び廃棄等の全てを含むのか。また、6条の「取扱いの業務」とは、主体に違いがある（6条が行政機関で7条が職員）だけで、内容に違いはないと解してよろしいか。
- (3) 6項について、適性評価の結果を対象職員に通知しなければならないとする理由は何か（「結果の通知について（案）」（11/10/14内調内検討済み）によると、適性評価の結果の通知は、「本制度を円滑に運営するために必要な対象役職員の理解を得るための仕組みとして当然に必要」とのことであるが、結果の通知と「対象役職員の理解」とにどのような因果関係があるのか。）
- (4) 7項について、「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を認めなかった理由を通知する」とあるが、「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲」とは、具体的に如何なる範囲か。例えば、「適性評価の調査事項（イメージ）」において、適性評価の調査事項として「一 学歴及び職歴に関すること。」「二 我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関すること。」等10項目を掲げているが、仮に「二 我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関すること。」を理由に適性を認めなかった場合、対象職員に通知する理由は、「我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係において適性を認めるに至らなかった」などといったものになるのか。
- (5) 条文素案第7条第7項において、適性を有すると認めなかった旨の通知に際しては、理由を通知するものとされているが、例外規定を設ける予定はないか。警察庁の職員の人事評価に当たっては、他の国家公務員とは違い、全体評語が中位より下である場合にあっては、当該全体評語を被評価者に開示しなければならないとされているものの、理由の通知までは求められていない（人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）第10条及び人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第3号）第3条第2項）。この趣旨は、評価結果の開示が士気の低下、上司との関係悪化等を招き、秘密保持や指揮命令等特殊性を有する警察職務の円滑な遂行に影響が出ることを懸念したものであるが、この人事評価における例外規定との整合性如何。
- (6) 適性評価の調査事項を定める政令（案）第〇条第5号の「懲戒の経歴」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条第1項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項に規定する懲戒処分等の経歴と理解してよろしいか教示されたい。また、同条第6号の「非違に関する事」とは、懲戒処分又は行政機関の任命権者等が行う訓告、訓戒、注意その他の監督上の措置に係る規律違反に関する事と理解してよろしいか教示されたい。あわせて、これらの「経歴」や「非違」の調査対象期間は、関係する行政文書の保存期間内と理解してよろしいか教示されたい。

(7) 警察法上、都道府県警察職員のうち、警視正以上の階級にある警察官（地方警務官）は、国家公安委員会が任免するとされているところ、条文素案第8条第3項により読み替えた第7条第2項においては、警察本部長が当該都道府県警察の職員について適性評価を実施することとなり、地方警務官については任命権者と適性評価の実施権者が異なることとなるが、この点についての考え方如何。

(8) 警察庁長官が適性を有すると認めた警察庁職員が、都道府県警察職員に異動した場合、条文素案第8条第3項により読み替えた第7条第2項により、当該都道府県の警察本部長が適性評価を実施することとなる。しかし、その者が取り扱うこととなる特別秘密は、第8条第1項により、警察庁長官が都道府県警察に取り扱わせることとしたものであるから、既に警察庁長官が適性評価を有すると認めた者については、改めて警察本部長が適性評価を実施する必要はないものと思われるが、この点についての考え方如何。

5 8条関係

(1) 2項「特別秘密に係る犯罪」の範囲如何。本法に規定する犯罪に限られるのか。それとも、特別秘密に係る文書の変造等、捜査に従事する職員が特別秘密に接する機会のある犯罪はすべて含まれるのか。

(2) 2項「職員に特別秘密を取り扱わせる」について、「取扱い」の具体的内容は何か。例えば、捜索差押の際に特別秘密に係る文書の入った段ボール箱を運搬させる場合等、捜査員が特別秘密の内容に直接触れないときも、特別秘密を取り扱わせたことになるのか。

6 罰則関係

(1) 13条から15条までに規定する罪は、行為者が、漏えいや取得に係る秘密が特別秘密であることを主観的に認識していなくても、あるいは客観的に認識し得なくても、成立するのか。

(2) 13条から15条までに規定する罪は、漏えいや取得に係る秘密が特別秘密として形式的に指定されていれば成立するのか、それとも、3条等に規定する特別秘密の要件を実質的に満たしていることを要するのか。

(3) 13条から15条までに規定する罪は、行政機関の長が10条等に規定する保護措置を怠っていた場合でも成立するのか。

(4) 14条1項2号「その他の特別秘密の管理を害する行為」は、不正競争防止法21条1項1号「その他の保有者の管理を害する行為」と同旨と解してよろしいか。

(5) 特別秘密が暗号化されて電磁的方法により外部記録媒体等に記録されている情報等、そのままでは内容を知得できない状態で特別秘密が記録された情報を漏えいした場合も、本法制における罰則の対象となるのか。

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（11/10/14付け素案）について
標記について、下記のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 意見

条文素案第6条第2項を以下の修正案のとおり、修文されたい。

（原案）

「警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」

（修正案）

「警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上必要がある場合に、都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」

2 理由

(1) 「政令で定めるところにより」の削除について

第6条は「自衛隊法の書き振りに合わせたもの」であり、「特別秘密は、特に規定がなくても公益の比較衡量により適法に伝達することができる」と解されるところ、同条は、公益の比較衡量によっては伝達を許容し得ない場合につき伝達を可能とするための要件を規定したもの」との回答であるが、自衛隊法96条の2第3項については、「通常の比較衡量論によって立った場合には開示できないような防衛秘密の取扱いの業務について、これを部外の者に行わせることをいわば創設的に可能としたもの」（防衛秘密制度の解説 平成15年防衛庁防衛局調査課）であり、また、自衛隊法96条の2第3項中「政令で定めるところにより」とは、「防衛庁以外の行政機関の職員については、防衛庁長官が直接に指揮監督できないため、当該職員の所属する国の行政機関と防衛庁との間で一定の事項を協議する仕組みが（中略）規定され」（防衛秘密制度の解説 平成15年防衛庁防衛局調査課）たものであると整理されているものである。つまり、自衛隊法96条の2第3項については、分担管理の原則の下、所掌事務を遂行している国の行政機関相互の関係等を念頭に規定されたものと解されるが、他方、警察庁と都道府県警察の関係については、例えば警察庁の所掌事務については警察庁長官が指揮監督権限を有しているなど、国の行政機関相互の関係とは全く異なる関係であるから、そもそも、自衛隊法96条の2第3項と規定振りが同一であること自体について、法制的な整理が不十分であると思われる。

よって、6条2項中「政令で定めるところにより」については、自衛隊法96条の2第3項の規定が、指揮監督権限が相互に及ばない機関等の相互の関係（防衛省と国の行政機関、防衛省と業者）を念頭に置いた規定である以上、警察庁と警察庁が指揮監督権限を有する都道府県警察の関係においては趣旨が異なることを踏まえ、削除していた

だきたい。

(2) 「特段の」及び「限り」の削除について

そもそも特別秘密自体が「公共安全と秩序の維持に関する秘密」であり、それに係る事務については警察法5条2項に基づく警察庁の所掌事務と整理されるものであるから、都道府県警察が特別秘密を取り扱うこと自体は、警察法16条2項に基づく警察庁長官の都道府県警察への指揮監督権を根拠として行うことができるものである。逆にいえば、警察法16条2項を根拠規定として、本来的に警察庁長官はいかなる都道府県警察にも特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる訳であり、本法制の6条2項において、確認的に都道府県警察が特別秘密の取扱いの業務を行うことができる旨を規定することを妨げるものではないが、その場合、警察庁長官の指揮監督権を本法制において限定する(例えば特定の都道府県警察にしか特別秘密の取扱いの業務を行わせることができないなど)趣旨に読め得る「警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」を「警察庁の所掌事務の遂行上必要がある場合に」と修文されたい。